

廃棄物処理法の規定による意見聴取について

1 根拠法令

○ 廃棄物処理法

第十五条の二（抄）

都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

○ 大阪府附属機関条例

別表第一（抄）

名称	担任する事務
環境影響評価審査会	大阪府環境影響評価条例第四条第三項、第八条(同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第十七条(同条例第三十四条第三項及び第三十五条第一項において準用する場合を含む。) <u>及び第二十九条第四項(同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。)</u> に規定する事項、 <u>廃棄物処理施設許可関係事項(環境影響評価対象事業に係るものに限る。)</u> 、 <u>環境影響評価法第三条の三第一項に規定する配慮書の案又は配慮書</u> （略） についての調査審議に関する事務
廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響評価審議会	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第四条第二項に規定する技術的援助に関する事項、同法第八条の二第三項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)</u> <u>及び第十五条の二第三項(同法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)</u> に規定する事項(以下「 <u>廃棄物処理施設許可関係事項</u> 」という。)(大阪府環境影響評価条例(平成十年大阪府条例第三号)第二条第二項に規定する対象事業又は <u>環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業</u> (以下これらを「 <u>環境影響評価対象事業</u> 」という。) <u>に係るものを除く。)</u> （略） についての調査審議に関する事務

2 環境影響評価条例及び廃棄物処理法の規定による意見聴取の範囲

	環境影響評価条例	廃棄物処理法
環境項目	大気質、悪臭、騒音、振動、水質、地下水、廃棄物 底質、土壌汚染、気象、水象、地象、生態系、景観、文化財、日照障害、電波障害、人と自然との触れ合い活動の場	大気質、悪臭、騒音、振動、水質、地下水、廃棄物
書類	環境影響評価準備書	産業廃棄物処理施設設置許可申請書、生活環境影響調査書